



栃木県公報

令和2(2020)年
6月30日(火)
号 外
第 47 号

目 次

選挙管理委員会

○鹿沼市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決…………… 1

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第15号

令和元年9月1日執行の鹿沼市議会議員選挙における当選の効力に関し、栃木県鹿沼市貝島町472番地7
高橋比呂志 から提起された審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決した。

令和2(2020)年6月30日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊 藤 勤

裁 決 書

栃木県鹿沼市貝島町472番地7

審査申立人 高橋 比呂志

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から、令和元年11月22日付けで提起された令和元年9月1日執行の鹿沼市議会議員選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立てについて、栃木県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

1 審査の申立ての趣旨

申立人は、本件選挙における当選人(以下「当選人」という。)の当選の効力に関する異議の申出について、鹿沼市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)が令和元年11月1日付けでした上記異議の申出を棄却する決定(以下「原決定」という。)を不服として、当委員会に対し、原決定の取消しを求めるとともに、当選人の当選を無効とする裁決を求めて審査を申し立てたものである。

2 審査の申立ての理由

申立人は、当選人は鹿沼市内での居住実態がなく、被選挙権要件を欠くとの異議の申出に対して、市委員会は、必要かつ十分な審査を行っておらず、原決定には審査不尽及び理由不備の違法があるとしている。

その理由を要約すれば、次のとおりである。

- (1) 異議の申出に対する決定に当たっては、当選人が鹿沼市内に引き続き3か月以上居住しているか否かが争点であるところ、市委員会が「引き続き」という語を意図的に省略したために、争点の設定及び判断対象の設定の仕方を誤っている。
- (2) 前住所地()をいう。以下同じ。)の居住状況を質問していないこと、電気、ガス及び上下水道の使用状況の調査期間を直近の3か月程度に限定しており、不十分であること、及び現住所地()をいう。以下同じ。)の近隣住民への聞き取り調査を実施していないことは、考慮すべき事項を考慮していない。
- (3) 違法に提出された転入届により事実認定をすることは、考慮すべき事項を考慮しておらず、また、住民票の記載を尊重し、その記載事項に関する実態調査が行われていないことを考慮することは、考慮すべきでない事項を考慮している。
- (4) 立憲民主党鹿沼市支部が毎週月曜日に開催する街頭演説会への不参加について、当選人が「事前運動になってしまう」などの不可解な理由を述べることは、当選人に居住実態がないことをうかがわせるとともに、そのことを市委員会が質問しないのは、考慮すべき事項を考慮していない。
- (5) 7月分の電気、ガス及び水道の使用量が極めて少なく、その期間に当選人の居住実態がないことをうかがわせるものであり、市委員会がこれらの使用量について質問しないのは、考慮すべき事項を考慮してい

ない。

- (6) 5月23日について、当選人は、東京都美術館に通勤したと述べる一方、引っ越しもしたと述べるが、東京都内から鹿沼市内への引っ越しが半日で済むとは思えず、矛盾しており、市委員会がこの矛盾について質問しないのは、考慮すべき事項を考慮していない。
- (7) 引っ越し日が5月23日、ライフラインの供給開始日が5月26日と、時期に齟齬が生じていることは、当選人に鹿沼市以外に起臥する場所があることを示唆し、居住実態がなかったことをうかがわせるものであり、このことを市委員会が質問しないのは、考慮すべき事項を考慮していない。
- (8) 家庭電気製品等の購入の際の宅配便送り状及び自動車購入の領収書が証拠書類として記載されているが、内容が不明であり、証拠としての意味を持っておらず、理由不備の違法がある。
- (9) 市委員会は、当選人の鹿沼市内への居住開始時期を特定しておらず、不当である。また、7月分(5月26日から7月2日までの38日間)の水道使用量が1㎡であることについて、特別の事情がない限り、当選人が鹿沼市内で起臥していなかったと見るのが経験則に合致しているにもかかわらず、市委員会は特別の事情について当選人に説明を求めず、経験則に違反して当選人の居住期間を認定しており、本件決定には違法がある。

争 点

公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第10条第1項第5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると、法第9条第2項には、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定されている。

したがって、本件審査の申立てにおいて争点となるのは、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である本件選挙の期日まで引き続き3か月以上、すなわち令和元年6月1日から同年9月1日までの間(以下「本件期間」という。)、鹿沼市の区域内に住所を有している者であったか否かという点である。

なお、申立ての理由(1)については、市委員会の原決定に当たり、「引き続き」という語の記載がないことが争点の設定及び判断対象の設定に影響を与えたとは認められないこと、及び同理由(3)については、選挙管理委員会に転入届の違法性に関して判断する権限はないことから、それぞれ争点とはしない。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものとしてこれを受理し、市委員会からは弁明書を、申立人からは反論書をそれぞれ徴した。

さらに、利害関係人である当選人を参加人として審理に参加させ、意見書を徴するとともに、当選人に対して質問を行い、証言を得たほか、現住所地の検証及び関係人への聞き取り調査を行うなど、慎重に審理した。

その結果は、以下のとおりである。

1 住所認定についての解釈

住所は、民法(明治29年法律第89号)第22条で「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定され、昭和29年10月20日最高裁判所判決もこれと同旨を述べるとともに、特に「選挙に関しては住所は一人につき一ヶ所に限定されるものと解すべきである。」(昭和23年12月18日最高裁判所判決)とされている。

また、「各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解するのが相当である」(平成23年12月20日大阪高等裁判所判決)とされている。

2 審査の申立てに対する市委員会の弁明

- (1) 異議申出に対する当選人の居住実態の決定に当たっては、公平性に十分配慮した上で、当選人の居住実態の有無について慎重な検討を行った。
- (2) 当選人の居住実態の認定に当たっては、引き続き3か月以上居住することが必要という認識のもと、事実認定をしており、「引き続き」という語の記載がないことで争点の設定及び判断対象の設定の仕方が誤りであるとの主張は認められない。
- (3) 当選人の前住所地における状況の質問及び近隣住民への聞き取り調査は必須事項ではなく、実施する必要がないと判断した。電気、ガス及び上下水道の使用状況の調査については、調査すべき期間に決まりがあるものではなく、証拠書類で6月1日以前からの居住実態が認められるものと判断した。
- (4) 本件の審理においては、被選挙権の要件を充足する期間について判断すべきものであり、転入届の違法性を判断するものではない。
- (5) 当選人が街頭演説会に一度しか参加しなかったことに対する理由に一定の合理性がみられ、かつ不可解な理由ではないと判断した。
- (6) 水道使用量の少なさに関しては、本件期間の生活状況等を聞き取った事実を総合的に判断して、一定の合理性があったと判断した。電気及びガスについては、相応の使用が認められる。

- (7) 被選挙権の要件は、引き続き3か月以上居住することが条件であることから、本件期間を調査対象とし、居住要件が確認できたため、対象期間外である引っ越し日の行動の矛盾及びライフライン供給開始日と引っ越し日の齟齬は、判断材料としなかった。
 - (8) 家庭電気製品等及び自動車の購入については、領収証により確認している。
 - (9) 当選人からの証拠書類や聞き取り調査により、当選人は本件期間、鹿沼市内で引き続き居住していたと判断できるので、居住開始時期を特定するまでもない。
- 3 審査の申立てに対する当選人の主張
- (1) 現住所地に住所を移動する前は、前住所地で家族とともに生活していた。そこをアトリエとして制作活動をしていた。
 - (2) 5月25日は、東京都美術館から帰ってすぐに鹿沼市花火大会を見学した。5月30日は、午後7時から鹿沼市上殿町にある鹿沼市選出の県議会議員の事務所で、後援会の発足準備会議(のちの関係者への聞き取り調査の結果、当該会議は「立憲民主党鹿沼市支部幹事会」のことを指す。)を行った。6月2日早朝は、鹿沼市下沢で連合栃木主催の田植えを行った。
 - (3) 5月23日に引っ越したことは、運送費の領収書、運送業者及び賃貸物件の仲介業者とやりとりをしたSNSの記録が証明している。当日は、運送業者の車に同乗し、午後10時30分頃に鹿沼市に到着した。その際運送した荷物は、ベッド、ソファ、テーブル、椅子、衝立、照明器具、ぶら下がり健康器及び電動自転車であった。
 - (4) 5月23日に現住所地の部屋の鍵を受け取り、通電をし、引っ越しも行っていることから、当選人の生活の本拠地は、同日に現住所地に移ったと理解すべきである。
 - (5) 食事は、外食等で済ませ、作ってはいなかった。洗濯は、洗濯機を購入するまで手洗いで済ませた。トイレは、コンビニ等で済ませた。風呂は、短時間(2分間程度)のシャワーで済ませ、汗をかかない時期は、毎日使わなかった。単身世帯であるため、水道の使用量は少ない。現住所地のトイレは、1回の使用量が2L(小)、3.8L(大)であり、シャワーは、1分当たり約6.5Lの水が流れるタイプである。
 - (6) 上下水道の領収書は、水道の使用量が1.0㎡から1.9㎡の場合は、1㎡と表記される。5月25日から7月2日までの38日間で1㎡の場合、1日当たり26.3L、1.9㎡の場合、1日当たり50L使用していることになる。
 - (7) 5月26日から6月6日までの電気使用量が少ないのは、朝早く東京都美術館に出かけ、夜遅く帰宅していたからである。
 - (8) 証拠書類として提出したレシート類の発行者は、いずれも現住所地の近所であり、発行時刻が夕刻から深夜、早朝ということは、そこで寝て生活をしていたことを示すものである。
 - (9) 街頭演説は、立憲民主党の公認候補として立候補することが決まった6月17日だけ、参加するよう指示があったので参加した。
 - (10) 6月19日に鹿沼市西茂呂に、その後の選挙事務所となる事務所を借りて、使用を開始した。忙しい時期には、そこに寝泊まりすることもあった。
- 4 市委員会の弁明に対する申立人の反論
- (1) 水道使用量が極めて少ないなど居住していない兆候が見られるにも関わらず、市委員会が当選人の説明に納得するのは、「引き続き」という観点を欠いているからである。
 - (2) 他の自治体の類似事案では、新旧住所地における居住状況との比較や近隣住民への聞き取り調査を行っており、そのような調査を行うことが合理的な審理手法である。
 - (3) 街頭演説会への不参加について、市委員会は一定の合理性があると判断したというが、その判断に至る思考過程が示されていない。
 - (4) 市委員会の弁明では、水道使用量の少なさについて、一定の合理性があると判断したというが、38日間を1㎡程度の水道水で生活できたことの合理的な説明がされていない。
 - (5) 7月分の水道使用量が少ないことや生活必需品を6月18日に購入していることなど、本件期間に中抜けしていたことを推認させる事情がある。
 - (6) 5月23日の昼間は東京都美術館にいて、夜中に現住所地に到着しているが、なぜわざわざ過密スケジュールを組んで引っ越しをしたのかなど、事情を詳しく確認する必要がある。
 - (7) 現住所地以外に起臥する場所があったかを調査する必要がある、ライフラインの供給開始時期と引っ越し日に齟齬があることの理由を究明することは有力な手がかりになる。
 - (8) 冷蔵庫や洗濯機などの購入契約をしたのが6月18日であるならば、生活必需品がそろったのは6月下旬と見るべきであり、同時期から居住を開始したと見るのが合理的である。
 - (9) 電気と水道の使用量が釣り合っていないことの理由を合理的に説明していない。
 - (10) 7月分(5月26日から7月9日まで)のガス使用量は、1か月(30日)に換算すると1.4㎡となり、一人

暮らしの平均的な使用量(約4㎡)の35%に過ぎず、「一人世帯としては相応の使用量である」という市委員会の評価には根拠がない。

5 当選人の主張に対する申立人の反論

- (1) 女流画家協会のホームページ上に、その事務所として の住所及び電話番号が記載されていることについて、説明すべきである。
- (2) 展覧会のために東京都美術館に通勤していた期間について、朝は何時発の電車に乗り、夜は何時着の電車で帰宅したのか、時間と経路を説明すべきである。
- (3) トイレの使用水量について、当選人は2L(小)、3.8L(大)と主張するが、そのような性能の機種が設置されていないことは、不動産情報サイトに掲載されている現住所地の写真を見れば明らかであり、信用することが困難である。
- (4) シャワーの使用水量について、当選人は1分当たり約6.5L流れると主張するが、証拠が示されておらず疑問である。また、当選人は長髪であり、洗髪だけでも2分間のシャワーでは足りないと思われる。
- (5) 6月21日に生活必需品である冷蔵庫と洗濯機が納入された日以降は、生活の本拠ありと認定できると考える。

6 証拠書類の写しの交付後における申立人の主張

- (1) 当選人が提出した鹿沼市内業者発行のレシート類のリストによれば、6月中の12日間については、レシート類が提出されていない、又は夜間及び早朝の時間帯のものしかなく、それらの日には、当選人は、終日又は日中、鹿沼市内にいなかった可能性がある。
- (2) 現住所地にインターネット環境が整ったのは8月10日頃であり、引っ越し後、長期間にわたり現住所地のインターネット環境を整備しなかったことは、当選人に現住所地を生活の本拠とする意思がなかったことをうかがわせる。
- (3) 電気、ガス及び水道の利用状況について、いずれも平均的な単身世帯と比較して少ない期間があり、当選人に生活実態がなかったことをうかがわせる。
- (4) 現住所地の賃貸借契約書には、当選人以外の居住者の氏名が記載されており、当選人の単身世帯であるとの主張に反する。
- (5) 客観的な生活の本拠たる実態を具備しているか否かは、ある場所が住居として物的に整備されているか、及び本人がその場所を生活の拠点として行動しているかという観点から吟味すべきものと解され、寝泊まりしていただだけでは、居住していたとは言えない。
- (6) 当選人が現住所地で生活の本拠たる実態を具備したのは、家電製品が揃った6月21日と認定するのが相当である。

7 当委員会の判断の基礎となる資料の概要

(1) 当選人から提出された証拠書類

- ア 当選人は、令和元年5月16日を転入日とする前住所地から現住所地への転入の届出を、同日付けで鹿沼市長に提出した。
- イ 現住所地の貸室賃貸借契約は、当選人と不動産会社との間で、契約期間を令和元年5月22日から令和3年5月21日までとし、令和元年5月20日付けで締結された。貸室賃貸借契約書中「居住者」の欄には、当選人及びその母親の名前が記載されている。
- ウ 現住所地の電気は、5月23日から5月25日までの間は、賃貸人である不動産会社の負担で通電されていたが、5月26日からは、当選人の名義で通電されている。

(電気の使用状況)

請求年月	使用期間(日数)	使用量	請求金額
令和元年6月	5月26日～6月6日(12日)	8 kWh	751円
令和元年7月	6月7日～7月7日(31日)	129 kWh	4,210円
令和元年8月	7月8日～8月6日(30日)	191 kWh	5,893円
令和元年9月	8月7日～9月5日(30日)	316 kWh	9,344円

エ 現住所地のガスは、5月26日に開栓された。

(ガスの使用状況)

請求年月	使用期間(日数)	使用量	請求金額
令和元年7月	5月26日～7月9日(45日)	2.10 m ³	3,458円
令和元年8月	7月9日～8月9日(32日)	3.90 m ³	4,663円
令和元年9月	8月9日～9月9日(32日)	4.10 m ³	4,797円

オ 現住所地の水道は、5月26日に開栓された。なお、6月7日には、鹿沼市水道部が水道メーターの交換を行った。

(水道の使用状況)

請求年月	使用期間(日数)	指針	使用量	請求金額
令和元年7月	5月26日～7月2日 (38日)	今回指針 2 m ³ 前回指針 1 m ³ 交換時水量 0 m ³	1 m ³	2,106 円
令和元年9月	7月2日～9月4日 (65日)	今回指針 22 m ³ 前回指針 2 m ³	20 m ³	4,860 円

カ 当選人からは、当選人のスマートフォンで撮影した写真のデータが多数提出されており、その中には、5月23日から5月26日までの間の早朝や深夜に、現住所地の室内や新鹿沼駅の駅舎を撮影した写真も含まれている。

キ 特急券(写)によれば、5月24日から6月6日までの間、5月26日を除き、東武鉄道の新鹿沼駅から北千住駅まで特急列車を利用していた。新鹿沼駅の発車時刻は、午前7時19分発が9回、午前10時21分発が3回、午前11時51分発が1回であった。

ク 5月29日から6月4日までの間、東京都美術館において第73回女流画家協会展(以下「展覧会」という。)が開催されていた。出勤簿(写)によれば、当選人は、5月19日から6月6日までの従事期間中、5月20日、5月26日、5月27日及び6月3日を除き、展覧会に出席していた。

ケ 当選人は、女流画家協会の代表を務めており、その事務所の所在地は であつた。

コ 当選人からは、6月から8月までの間の鹿沼市内における生活用品等領収書(食事含む)及びタクシー領収書等が多数提出されており、それらの中には早朝や深夜の時間が記録されたものも含まれている。

サ 当選人は、6月18日に洗濯機、冷蔵庫、電気ケトル、炊飯器、オーブントースター、アイロン、アイロン台、扇風機及び電子レンジを購入し、それらは6月21日に現住所地に納品された。

(2) 現住所地の検証

ア 当選人が5月23日に搬入したと主張するベッド、ソファー、テーブル、椅子、衝立、照明器具、ぶら下がり健康器及び電動自転車があることを確認した。

イ 当選人が6月18日に購入した洗濯機、冷蔵庫、電気ケトル、炊飯器、オーブントースター、アイロン、アイロン台、扇風機及び電子レンジがあることを確認した。

ウ トイレ便器の型番はTOTO製CS370Bで、タンク式のものであつた。水を流したときの使用水量は、大1回当たり約8L、小1回当たり約6Lであることを、水道メーターを目測して確認した。

エ さらに、止水栓を閉めて、水が供給されない状態で水を流したところ、トイレは大1回と少量の水しか流れなかった。また、洗面所及びキッチン蛇口を回したが、わずかな量の水が出るだけであつた。

(3) 当委員会が実施した質問に対する当選人の証言

ア 転入届の提出について

転入届を引っ越し前の5月16日に提出したのは、展覧会従事期間中は多忙となることが予想されたため、それよりも前に提出を済ませておきたかつたからである。

イ 引っ越しについて

(7) 5月23日に引っ越しをしたのは、被選挙権の取得要件を満たすためには選挙の告示日まで引き続き3か月以上居住していなければならないと勘違いをしていたこと、その日は展覧会の作業が少し落ち着く日であつたこと、及び運送業者の都合が合ったことが理由である。

(イ) 前住所地から現住所地への引っ越しは、5月23日の夜に行つた。前住所地の出発は午後7時、現住所地への到着は午後10時過ぎで、到着後に現住所地の契約仲介業者から部屋の鍵を受け取り、引っ越し作業はその日のうちに終了した。その際、運送業者に現住所地の部屋の照明器具を付け替えてもらった。

(ウ) 5月23日からは、ほぼ現住所地で寝泊まりをしており、生活の本拠は鹿沼市にあると考える。

ウ 前住所地等について

(7) 前住所地の家は、父親名義の持ち家で、両親と居住していた。現在も親が居住している。

(イ) 現在も当選人が前住所地で暮らしていたときの部屋は残っており、寝泊まりすることは可能である。

(ウ) 炊事は、当選人も親もしない。食事は、外食や弁当などで済ませていた。

(エ) 女流画家協会の代表時の事務所としていた のマンションは、父親の遠い親戚が住んでいる部屋である。個人的な事情からその場所を事務所として記載していたが、事務所としての実態はなく、当選人が寝泊まりすることもなかつた。事務所の電話及びFAXとして記載していた番号は、事務所用の回線として前住所地に引いていたものである。

エ 展覧会について

- (ア) 展覧会の開催期間は、5月29日から6月4日までで、準備や後片付けを含めると5月18日から6月6日まで開催作業に従事していた。
- (イ) 通常は、午前9時30分には東京都美術館に行き、午後4時30分まで業務を行っていた。終了後は関係者との夕食会に参加していたが、午後7時30分から午後8時頃に夕食会の会場を出て、午後11時には鹿沼市に帰宅していた。
- (ウ) 東京都美術館への通勤方法は、行きは新鹿沼駅から特急列車を利用し、北千住駅を経由して上野に向かい、帰りは上野駅又は御徒町駅からJRを利用し、栗橋駅で東武鉄道に乗り換えて新鹿沼駅まで帰宅していた。
- (エ) 東京都内への通勤で利用した特急券は、展覧会に係る費用を後日精算する必要があったため、証拠書類としてコピーをとったが、現物は処分してしまった。
- (オ) 期間中は、前住所地で寝泊まりをする方が合理的であったとも思うが、選挙のための居住の要件も考えて現住所地に引っ越していたので、疲れていたが、鹿沼市まで帰宅していた。

オ 5月23日から5月25日までの生活状況について（引っ越し後、ガス及び水道が開通していなかった期間）

- (ア) 5月24日及び5月25日は、展覧会の開催作業のため、東京都美術館に通勤していた。
- (イ) ガス及び水道の開栓は、引っ越し日である5月23日の日中は展覧会の開催作業で開栓に立ち会うことができなかったため、時間がとれる5月26日とした。
- (ウ) トイレは、タンク内に残っていた水で使用した。汗をかくほど暑くもなかったので、シャワーも浴びなかった。化粧を落とす際には、洗顔シートで拭き取っていた。炊事、洗濯はしていなかった。

カ 5月26日から6月6日までの生活状況について（ガス及び水道の開通後、展覧会開催のため東京都美術館に通勤していた期間）

- (ア) 5月26日は、展覧会の開催作業がなかったため、鹿沼市で過ごし、午後7時頃にガスの開栓に立ち会い、5月27日及び6月3日は、非常勤講師を務めていた東京都杉並区にある女子美術大学へ仕事に行った。
- (イ) 5月28日から6月6日までは、6月3日の休館日を除き、展覧会の開催作業のため、東京都美術館に通勤していた。
- (ウ) 朝早く東京都美術館に向かい、帰りは夜遅い日が多かったため、現住所地でトイレ及びシャワーを使用することはほとんどなかった。化粧落としには洗顔シートを使い、手洗いは濡れティッシュで拭く程度で済ませていた。歯磨きは、寝る前に行い、水は流しっぱなしにせず、コップに汲んで行っていた。
- (エ) 洗濯は、手洗いで行っており、桶に水を溜めて1回洗い、すすぎを1回行うというやり方であった。毎日ではなく、3日に1回程度、下着や服を洗っていた。
- (オ) 食事は、展覧会が出る昼食の弁当の余りを持ち帰って食べるなどしていた。
- (カ) 電気は、夜帰宅してから寝るまでの1時間程度しか使わず、エアコンやトイレの暖房便座は使わなかった。朝は、窓から日光が差し込むので照明を点ける必要がなかった。
- (キ) 5月30日は、展覧会出席後に鹿沼市に帰り、午後7時から午後9時過ぎまで鹿沼市上殿町で立憲民主党鹿沼市支部幹事会に出席した。会議終了後は、午後9時過ぎに会議出席者の車で現住所地まで送り届けてもらった。
- (ク) 6月2日は、午前9時前から午前11時頃まで鹿沼市下沢で連合栃木主催の田植え会に参加した。会場までは、北鹿沼駅からタクシーを利用した。終了後もタクシーを使って一度現住所地に帰り、着替えてから東京都美術館に向かった。

キ 6月7日以降の生活状況について（展覧会開催終了後の期間）

- (ア) 展覧会終了後は、東京都内に行くことはほとんどなく、鹿沼市内で選挙に向けた準備をしていた。
- (イ) トイレは、家にいるときは1日3回くらいは使っていたが、外出先で済ませることもあった。シャワーは、6月16日頃までは暑くなく、あまり浴びなかったが、6月17日以降は、3日に2回くらいのペースで、2～3分間程度浴びるようになった。歯磨きは、以前と同じように行っていた。
- (ウ) 炊事はしていなかった。
- (エ) 家電製品（冷蔵庫、洗濯機等）は、時期的に食べ物が傷む心配が出てきたことなどから必要を感じたため、6月18日に購入した。
- (オ) 洗濯機は購入後もほとんど使わず、手洗いで洗濯していた。やり方は以前と同様で、4～5日に1回程度であった。
- (カ) 6月19日に鹿沼市西茂呂に政治活動のための事務所を借りてから7月上旬までは、印刷物等の作成

作業に追われ、インターネットが使える事務所に寝泊まりすることが多く、現住所地のトイレ及びシャワーを使用することは少なかった。事務所内はエアコンで涼しかったので、シャワーを浴びるほど汗をかかなかった。

(キ) 現住所地へのインターネット設備の設置は、8月半ば頃であった。

(ク) 現住所地の賃貸借契約時は、母親と同居することを予定していたが、母親に鹿沼市内を案内したところ、病院の問題などで不便ということになり、同居はしなかった。選挙前の身の回りの世話のために、おばが7月中下旬に、母親が7月下旬か8月頃に来ていた。特に、おばは、比較的長く泊まっていき、水をかなり使って生活していた。

ク 意見書に記載しているシャワー及びトイレの使用水量について

(ア) 意見書にシャワーの使用水量を1分当たり6.5Lと記載したのは、インターネット情報で最新のものは1分当たり6.5Lとなっていたことから、その情報を一般論で記載した。

(イ) トイレの使用水量についても同様に、インターネット情報から大3.8L、小2Lと記載した。

(4) 関係人の証言

ア 現住所地の賃貸人の担当者

(ア) 5月23日から5月25日までの間の電気は、当社(賃貸人)の負担で通電していた。

(イ) 現住所地に設置されているトイレ便器の型番は、TOTO製CS370BPである。

(ウ) 8月10日に現住所地マンション全体のインターネット設備の開設工事が完了した。

イ 現住所地の契約仲介業者の担当者

(ア) 現住所地の契約手続きは、当選人本人が、5月10日頃に来社して行った。

(イ) 部屋の鍵の受け渡しは、5月23日に当選人と新鹿沼駅西側のロータリーで直接会って行った。時刻は、午後10時前後だったと思う。

(ウ) 鍵の受け渡しに要した時間は、30秒間程度で、当選人が誰かと一緒にいたかは分からなかった。

(エ) 5月23日から5月25日までの間の電気は、賃貸人である不動産会社の負担で通電していた。

ウ 5月23日の引っ越し荷物運送業者の担当者

(ア) 5月23日の引っ越し荷物の積み込みを行った場所は当選人の前住所地で、作業は当選人と一緒に行った。

(イ) 積み込んだ物は、照明器具、段ボール、椅子及びベッドはあったと思う。

(ウ) 当選人とは、前住所地から一緒にトラックで鹿沼市に来た。ETCの記録では、首都高の鹿浜橋入口に入ったのが午後8時18分、東北道の鹿沼ICを降りたのが午後9時31分となっている。

(エ) 鹿沼市では、当選人と2人で荷物を搬入し、現住所地の照明器具の付け替えを行った。

エ 5月26日のガス開栓作業を行った業者の担当者

(ア) ガスの開栓作業は、当選人の現住所地で5月26日の午後7時頃から午後7時30分頃まで行った。

(イ) 開栓の立会いの際には、申込書への署名及び押印を求めた。立ち会っていたのは女性で、当選人本人であったと認識している。

オ 現住所地の近隣住民2人

(ア) 引っ越してきた時期ははっきりとは覚えてはいない。

(イ) 部屋に電気が点いていることや、当選人が出入りをしているのを見かける。

(ウ) 忙しい人のようで、朝早く出かけ、帰ってくるのは夜遅い。

カ 女流画家協会関係者3人

(ア) 当選人は役員であったため、ほぼ毎日展覧会の会場に来ていた。

(イ) 展覧会の期間中は、午後5時30分頃に業務が終了した後、夕食会を実施していた。当選人は、夕食会には最後までおらず、午後7時30分頃には帰っていた。

(ウ) 当選人が代表を務めていたときの事務所は、自宅の住所を公にしたいため、そこを事務所として記載していると聞いた。

キ 5月30日の立憲民主党鹿沼市支部幹事会の関係者

5月30日の会議は、鹿沼市上殿町の事務所で行い、当選人は、午後6時45分から午後8時30分頃までは同所にいた。同会議終了後は、関係者が車で当選人の現住所地まで送ったと思う。

ク 6月2日の連合栃木主催の田植え会の関係者

6月2日に行われた田植え会には、当選人は、午前9時30分頃から午前11時頃までは参加していた。

ケ 6月2日の田植え会の会場まで送迎したタクシー会社の運転手

(ア) 6月2日の朝、当選人から電話連絡があり、午前8時30分頃に北鹿沼駅に迎えに行き、鹿沼市下沢の会場まで送った。

(イ) 帰りは、朝に会場まで送った際に当選人から依頼があり、午前11時頃に新鹿沼駅のロータリーまで送った。田植え会場から15分程度で着いたと思う。

(ウ) 6月2日以外の日も、当選人は当社のタクシーをよく利用してくれた。

コ 鹿沼市水道部の職員

(ア) 水道使用量は、検針日に検針員が水道メーターの指針が示す数値を読み取り、前回の検針日の数値との差し引きにより算定される。水道メーターは、小数点以下第1位まで表示しているが、料金請求上は小数点以下を切り捨てて記録をとる。したがって、使用水量が1 m^3 の請求の場合は、最大で2 m^3 未満(1.999… m^3)使用していた可能性がある。

(イ) 現住所マンションでは、6月7日に水道メーターを交換している。

(ウ) 水道メーターを交換したときには、水量の計測は0.3 m^3 から始まる。これは、工場出荷前に通水試験を行っているためである。

(エ) 7月分の検針票に記載された「今回指針2 m^3 、前回指針1 m^3 、交換時水量0 m^3 」からすると、同月分の水道使用量は、料金請求上は1 m^3 となっているが、実際には、水道メーター交換前の5月26日から6月7日までの分は0 m^3 以上1 m^3 未満、水道メーター交換後の6月7日から7月2日までの分は1.7 m^3 以上2.7 m^3 未満となり、合計で1.7 m^3 以上3.7 m^3 未満使用されたことになる。

サ 6月17日の立憲民主党鹿沼市支部主催の街頭演説の関係者

(ア) 街頭演説は、毎週月曜日に、午前8時から30分間、市内5か所を週ごとに回りながら実施していた。

(イ) 街頭演説には、無所属の者は立たせない方針で実施していたが、6月17日は、立憲民主党栃木県連合で当選人を公認候補に決める見込みであったことから、その日に限り当選人を弁士として参加させた。

シ 鹿沼市西茂呂の事務所の賃貸人

(ア) 当選人には、6月19日から選挙が終わった9月上旬まで事務所に貸していた。

(イ) 事務所にはインターネットが通っていたので、自由に使える状態にあった。

(ウ) 事務所を貸して間もない頃、当選人は選挙の準備で忙しかったようで、6・7月頃は事務所で仮眠を取りながら頑張っている様子をよく見かけた。

ス 現住所地の自治会長

(ア) 当選人と初めて会ったのは、7月半ばの鹿沼市花岡町の盆踊り大会のときであった。

(イ) 当選人は、転入挨拶のため、盆踊り大会より前に自宅を2回訪ねて来たが、不在にしていたので、妻が応対した。

(ウ) 当選人に現住所地以外に住んでいる場所があるという話は聞いたことがない。

8 当委員会が認定した事実及び当委員会の判断

(1) 当委員会が認定した事実

上記「7 当委員会の判断の基礎となる資料の概要」を総合すると、以下の事実が認められる。

ア 引っ越しについて

(ア) 5月23日は、東京都美術館で展覧会の開催準備をした後に、前住所地から現住所地への引っ越しを行い、午後10時頃に現住所地に到着した。

(イ) 搬入した荷物は、ベッドや椅子、照明器具等であった。

イ 5月23日から6月6日までの生活状況について(引っ越し後、展覧会開催のため東京都美術館に通勤していた期間)

(ア) 5月23日の現住所地への引っ越し後、5月24日から6月6日までの間は、5月26日を除いて、新鹿沼駅から北千住駅までの特急券(写)が提出されており、それが当選人自身のものであることを否定する証拠は存在せず、当選人自身のものと推定できることから、当選人は現住所地から往路のみ特急列車を使って東京都美術館又は女子美術大学に通っていた。

(イ) 東京都美術館には、通常は、午前9時30分に行き、午後4時30分までは業務を行っていた。業務終了後は関係者との夕食会に参加し、そのあと現住所地に帰宅していた。

(ウ) 5月26日は、午後7時頃から現住所地のガスの開栓作業に立ち会った。

(エ) 5月27日は、東京都美術館の休館日であり、現住所地から午前7時19分新鹿沼駅発の特急列車を使って東京都杉並区にある女子美術大学へ仕事に行った。

(オ) 5月30日は、現住所地から午前7時19分新鹿沼駅発の特急列車を使って展覧会に出席し、その後、鹿沼市に帰り、午後7時から午後8時30分までは鹿沼市上殿町で立憲民主党鹿沼市支部幹事会に出席していた。会議終了後には、関係者が当選人を現住所地まで送り届けた。

(カ) 6月2日は、午前9時頃から午前11時頃まで鹿沼市下沢で連合栃木主催の田植え会に参加した後、

午前11時51分新鹿沼駅発の特急列車で東京都美術館へ行っった。

(キ) 6月3日は、東京都美術館の休館日であり、現住所地から午前7時19分新鹿沼駅発の特急列車を使って女子美術大学へ仕事に行った。

ウ 6月7日以降の生活状況について(展覧会開催終了後の期間)

(ア) 当選人からは、6月から8月の間に鹿沼市内で買い物をした領収書等やスマートフォンで撮影した写真が提出されており、領収書等が当選人自身のものであることを否定する証拠は存在せず、当選人自身のものと推定できることから、当選人は、展覧会開催終了後は、日常的に鹿沼市内で生活していた。

(イ) 6月17日は、立憲民主党鹿沼市支部の指示により、同支部が主催する街頭演説に弁士として参加した。

(ロ) 6月18日に洗濯機、冷蔵庫、電気ケトル、炊飯器、オーブントースター、アイロン、アイロン台、扇風機及び電子レンジを購入し、それらは6月21日に現住所地に納品された。

(エ) 6月19日に鹿沼市西茂呂に政治活動のための事務所を借りてから7月上旬までは、選挙に向けた準備のため、事務所に寝泊まりすることがあった。

(オ) 現住所地の賃貸借契約時は、母親と同居することを予定していたが、実際には同居しなかった。

エ 電気、ガス及び水道の使用について

(ア) 5月23日の引っ越し後の電気、ガス及び水道は、当選人から提出された領収書等に記載のとおりの使用量があった。

(イ) 現住所地の電気は、引っ越し日である5月23日から5月25日までの間は、賃貸人の負担で通電されていた。当選人の名義で通電されるようになったのは5月26日からである。

(ロ) 展覧会のため東京都美術館に通勤していた6月6日までの間は、電気は、夜帰宅してから寝るまでの間しか使わなかった。

(ハ) 現住所地のガス及び水道は、5月26日に開栓された。

(ニ) ガス及び水道が開通していなかった5月25日までの間は、炊事及び洗濯はせず、シャワーは浴びず、トイレはタンク内に残っていた水で使用した。化粧落としには洗顔シートを使い、水は使用しなかった。

(ホ) 5月26日にガス及び水道が開通してから6月6日までの間は、炊事はせず、洗濯は桶に溜めた水で3日に1回程度行い、歯磨きはコップに汲んだ水で1日1回行い、シャワー及びトイレはほとんど使用しなかった。化粧落としや手洗いには水は使用しなかった。

(ヘ) 6月7日に、鹿沼市水道部が水道メーターの交換を行った。

(ト) 6月7日以降は、炊事はせず、歯磨きはそれまでと同じように行い、トイレは1日3回程度使っていた。シャワーは、6月中頃まではあまり浴びなかったが、それ以降は3日に2回程度の頻度で浴びるようになった。

(チ) 洗濯機購入後も、洗濯は、それまでと同様の方法で手洗いし、4～5日に1回程度行っていた。

(リ) 7月分の水道使用量は、料金請求上は1m³となっているが、6月7日に水道メーターが交換されているため、実際には1.7m³以上3.7m³未満使用されたことになる。

オ 前住所地及び女流画家協会の代表時の事務所について

(ア) 当選人が前住所地で暮らしていたときの部屋は残されており、寝泊まりすることは可能であった。

(イ) 女流画家協会の代表時の事務所としていた のマンションは、事務所としての実態はなく、当選人が寝泊まりすることもなかった。

(2) 当委員会の判断

当委員会は、本件期間における当選人の生活の本拠たる住所について、当選人の生活実態を推認の上、次のとおり判断する。

ア 5月23日から6月6日までの間は、新鹿沼駅発の特急券(写)の存在や各種行事への参加状況等から、いずれの日も現住所地で起臥していたといえる。

イ 5月23日以降は、電気、ガス及び水道を期間ごとに比較すると使用量が少ない期間もあるが、当選人から提出された証拠書類並びに当選人及び関係者の証言に基づき当選人の生活態様を考慮すれば、現住所地で生活をしていたとするのが相当である。

ウ 当委員会が審理する過程で、当選人の生活の本拠が現住所地以外にあると認められる客観的な証拠はなく、申立人からも鹿沼市内に居住実態がないとの主張を裏付ける客観的証拠は示されていない。

エ これらのことを総合すると、5月23日の夜以降は、現住所地で起臥するようになり、その後も他で起臥していたことをうかがわせる事実はなく、上記(1)の当選人の生活態様を考慮すれば、当選人の生活の本拠としての住所は、現住所地にあると判断する。

オ したがって、当選人は、令和元年9月1日の時点で、引き続き3か月以上、鹿沼市内に住所を有していると認められることから、当選人は、本件選挙における被選挙権を有していたものである。

以上のとおり、申立人の主張にはいずれも理由がなく、原決定を取り消すべきとする申立人の審査の申立てについて、法第216条第2項において準用する行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和2(2020)年6月24日

栃木県選挙管理委員会

委員長 伊藤 勤

委員 平野 浩視

委員 島田 恭子

委員 青田 賢之

教 示

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。